

令和 4年 5月16日

3学年 保護者 様

埼玉県立富士見高等学校長

令和4年度 授業料・諸会費等について(通知)

今年度の授業料・諸会費等の口座振替日、金額については下記のとおりになります。

口座振替ができなかった場合、現金で直接事務室へ納入いただくこととなりますので、口座振替日に残高不足にならないよう、ご注意ください。

なお、当日の朝に入金しても振替できません。振替日の1営業日前までに入金してください。

記

1 口座振替日・金額一覧 (単位:円)

振替日	授業料(注1)	諸会費・教育活動費
5月26日(木)		12,033
6月27日(月)		12,033
7月	振替なし	
8月26日(金)	29,700	
9月26日(月)		12,033
10月	振替なし	
11月25日(金)	29,700	
12月26日(月)	29,700	
1月26日(木)	29,700	
2月	振替なし	
3月	振替なし	
年 額	118,800	36,099

2 振替金額の内訳

○授業料 …… 各回29,700円(9,900円×3ヶ月分)

○諸会費・教育活動費

		5月・6月・9月	
教育活動費		12,000	
諸会費	PTA会費	(1,400)	※修学旅行に関する費用から充当
	後援会費	(9,200)	※修学旅行に関する費用から充当
	生徒会費	(1,600)	※修学旅行に関する費用から充当
空調費		(3,800)	※修学旅行に関する費用から充当
口座振替手数料		33	
合 計		12,033	

※令和4年度の諸会費及び空調費は、「令和4年度諸費用について」(5月12日付配布)のとおり、修学旅行に関する費用から充当し、教育活動費のみ5月、6月、9月に振り替えさせていただきます。

3 減免等について

(1)昨年度就学支援金の支給決定を受けている方。

8月26日の振替については、4, 5, 6月分の授業料です。昨年6月に申請されました就学支援金の支給決定を受けている方は、昨年7月～本年6月までが支給対象となっておりますので、8月の振替はありません。

(2)今年度減免を希望される方

本年度の就学支援金、諸会費減免については、別途ご案内させていただきます。

申請後、免除が決定されるまでは、表のとおり口座振替が実施されます。

口座振替後減免等が決定された場合は、後日還付となります。

※ご不明な点は事務室までお問い合わせください。

事務長:伊藤 担当:池田 TEL049-253-1551(平日8:30~17:00)